

# 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」の概要

平成23年5月  
中小企業庁

東日本大震災に対処するため、応急復旧等を迅速に進めるための地方公共団体に対する財政援助や、被災者のための社会保険料の減免、中小企業者に対する金融上の支援等の特別の助成措置について定めるものです。

## 1. 地方公共団体等に対する特別の財政援助

大地震又は大津波により甚大な被害を被った地方公共団体等に対し、公共土木施設や社会福祉施設等の復旧、災害廃棄物処理等に対する補助等の財政援助を行います。

＜全24項目のうち経済産業省関連の財政援助は1項目＞

## 2. 被災者等に対する特別の助成措置

東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村及びこれに準ずる区域における被災者等に対し、社会保険料の免除、農林漁業者や中小企業者に対する金融支援等の助成を行います。

＜全116項目のうち経済産業省関連の助成措置は4項目＞

## 3. 経済産業省関係の措置内容

経済産業省関係の措置内容は、以下のとおりです。

- ①直接的又は間接的に著しい被害を受けた中小企業者を対象とした新たな保証制度『東日本大震災復興緊急保証』の創設。
- ②独立行政法人中小企業基盤整備機構による、被災した地域の要請に基づいた、仮設工場等の整備。
- ③小規模企業者が行う設備投資資金の償還期間等の延長（現行の7年間を9年間に。）。
- ④工業用水道施設の災害復旧に係る国による補助率の増額（現行の3割を8割以上に。）。
- ⑤株式会社商工組合中央金庫による危機対応業務に係る国の出資期限（平成23年度末）等の延長。

（地方公共団体等に対する特別の財政援助は④、被災者等に対する特別の助成措置は①、②、③、⑤。）